

しんきん新教育カードローン

* 必要書類等のご提出のまえに仮申込書でのお申込みもできます。

(令和元年9月2日現在)

<p>資金使途</p>	<p>申込人の子弟・孫・被扶養親族の就学にかかる学校等への納付金および就学にかかる付帯費用。 【納付金及び付帯費用の例】 ① 就学する学校等への納付金（入学金、寄付金、教材費、滑り止め受験で合格した学校等への入学金を含む） ② 就学にかかる付帯費用（受験費用、教材費、下宿費用（敷金・礼金・家賃）、交通費、入学卒業に伴う引越費用等） ③ ①または②を使途として自金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社等から借り入れたローンの借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料含む）</p>
<p>融資対象者</p>	<p>下記の条件を満たす個人の方 (1) 当金庫の営業地域に居住または勤務している方 (2) 申込時年齢が満20歳以上の個人で当金庫が融資を適当と認め、且つ基金の保証が得られる方 (3) 安定継続した収入がある方 (4) 子弟等が学校等（注1）に就学中または就学予定である方 （注1）学校等とは、国内・海外を問わず学校（教育施設）と呼称されるもの 例）大学院（法科大学院含む）、大学、短期大学、専修学校、各種学校（予備校・専門学校含む）、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育園等</p>
<p>貸付極度額</p>	<p>・ 100万円以上500万円以内（10万円単位）。なお、複数の子弟等がいる場合は子弟毎にそれぞれ契約することが可能です。 ・ ただし、本件と他金庫取扱分を含め、一般社団法人しんきん保証基金付消費者ローンのご融資合計額が3,000万円までとなります。</p>
<p>融資単位</p>	<p>・ 1,000円以上で1,000円単位です。</p>
<p>融資利率</p>	<p>・ 金庫所定となります。</p>
<p>ご利用期間及び返済方法</p>	<p>(1) 当座貸越利用期間と返済方法 ・ 4年9ヵ月以内、かつ入試合格・入学予定校決定時から卒業予定月の約定返済日まで（医学部・薬学部等の6年制大学等の貸越が利用できる期間は6年9ヶ月以内）とし、当該期間内は元金返済据置と致します。但し当該期間内の元金任意返済は可能です。 ※子弟等が進学する際、引き続き新教育カードローンの利用を希望する場合は、所定の手続きにより、進学先の卒業予定月まで貸越利用期限延長も可能です。 (2) 貸越利用期限後の返済期間と返済方法 ・ 卒業予定月（貸越利用期限）の翌月から10年以内で、貸越利息及び次表記載の極度額に応じた金額（以下「定例元金返済額」という。）のご返済となります。 ・ 返済開始後に教育カード証貸へ切替する事も可能でございます。なお、借換にあたりましては所定の条件等がございますので詳しくは店頭窓口でお気軽にご相談ください。</p>

利用期間 及び返済方法	【定例元金返済表】	
	極 度 額	定例元金返済額
	100万円以下	10,000円
	100万円超150万円以下	14,000円
	150万円超200万円以下	18,000円
	200万円超250万円以下	22,000円
	250万円超300万円以下	26,000円
	300万円超350万円以下	30,000円
	350万円超400万円以下	34,000円
	400万円超450万円以下	38,000円
450万円超500万円以下	42,000円	
融 資 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・貸越利用期間中における貸越極度額の範囲内においていつでもご利用いただけるリボルビング（回転信用）方式とします。 ・融資（当座貸越）の実行は当金庫が契約後お渡しするローン専用カードを使用しATM（現金自動預支払機）もしくは店頭窓口でもご利用頂けます。 	
担 保 ・ 連 帯 保 証 人	<ul style="list-style-type: none"> ・不要です。保証会社（一般社団法人しんきん保証基金）の保証を付けさせていただきます。 	
保 証 料	<ul style="list-style-type: none"> ・金庫所定金利に含まれております。 	
手 数 料 等	<ul style="list-style-type: none"> ・印紙代として200円必要です。カード再発行の場合には、再発行手数料として、1,000円（消費税別）がかかります。 	
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・仮申込での審査結果は保証会社が審査した時点のものであり、後日正式な申込を頂いた時点でお客様に著しい信用変動やお申込内容の変更等がある場合には、お申込をお受けできない場合もあります。 ・本人確認書類・・・運転免許証、個人番号カード、パスポート等 ・所得証明書・・・公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告控等 ※ご融資金額が100万円以内の場合は不要となります。 ・子弟等が就学中等であることの確認書類 ・・・合格通知書、在学証明書、学生証等 ・教育カード（当貸）は、全国の信用金庫、都市銀行、銀行、信用組合、農協、労金、ゆうちょ銀行等提携金融機関のATMでご利用いただけます。 	

苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務課（9時～17時、電話：0226-22-6831）にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務課または全国しんきん相談所にお問合わせください</p>
-------------------	--

〈詳しくは店頭窓口へお問い合わせ下さい〉